

令和 6 年度

国政に関する要望書

令和 5 年 8 月

神奈川県町村会



# 目 次

## 1 地方分権と地方創生の一層の推進

(1) 地方分権改革における「提案募集方式」の推進	1
(2) 町村事務負担の軽減	1
(3) 自主財源による行財政運営	2
(4) 地方交付税改革の推進	3
(5) 地方公務員の給与制度における地域手当	3
(6) 自治体DX推進による地方創生実現に向けた支援の充実	3
(7) 二地域居住等の推進における保育園の二重在籍の実現	4
(8) 空き家対策に対する財政措置	4
(9) マイナンバーカード利活用推進における財政措置	5
(10) 基幹統計調査結果情報収集での自治体専用ページ設置	5
(11) 税収の落込みに対し発行できる新たな地方債の創設	5
(12) 国庫補助金等の予算措置	5
(13) 随意契約に関する法令の改正	5

## 2 防災・防犯対策の充実強化

(1) 地震等防災対策の充実強化	6
(2) 原子力災害対策の強化	8
(3) 防犯環境の視点からのまちづくりの推進	8
(4) 警察官の増員と交番の増設	8
(5) 公共施設等総合管理計画の円滑な運用	8
(6) 防災・減災対策への迅速な対応	9
(7) 災害等における避難所開設に伴う財政措置	9
(8) 災害発生時情報共有化システムの創設	9

## 3 自然環境の保全と快適な生活環境の整備促進

(1) 森林等自然環境の保全	10
(2) 循環型社会形成の一層の推進	10
(3) 地球温暖化防止に向けた支援の充実	11
(4) 航空機による騒音対応の強化	11
(5) 新たな外国人材受入れ環境の整備	11

#### 4 保健・医療・福祉対策の充実強化

(1) 地域保健医療対策の充実	12
(2) 国民健康保険制度等の改革	13
(3) 介護保険制度の充実	14
(4) 障害者福祉施策の充実	15
(5) 2040年を見据えた社会保障制度の見直し	15
(6) 隣接自治体との生活圏等を勘案した生活保護級地の見直し	15
(7) 補聴器購入に対する公的補助制度の創設	15
(8) 地域福祉充実のための民生委員の担い手確保策	16

#### 5 子ども・子育て支援政策の推進

(1) 少子化対策の充実	17
(2) 子ども施策の推進	18

#### 6 産業の振興及び観光施策の推進

(1) ズビエ活用を重視した有害鳥獣施策推進の見直し	19
(2) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に係る活動経費単価の見直し	19
(3) 地域産業振興対策等の推進	19
(4) 観光施策の推進	20

#### 7 都市基盤等の整備促進

(1) 道路整備の財源確保	21
(2) 道路整備の促進	21
(3) 河川海岸の整備促進	22
(4) 上下水道の整備促進	22
(5) 都市基盤整備に関する交付金の充実	22
(6) 地域公共交通の充実	23
(7) 街区公園等規模の小さな公園の大規模改修及び 新規整備に係る補助制度の創設	23

#### 8 教育の振興

(1) 就学前児童の教育充実	24
(2) 学校教育の振興	24

# 1 地方分権と地方創生の一層の推進

提出先 内閣府・総務省

## 【要望項目】

- (1) 地方分権改革における「提案募集方式」の推進
- (2) 町村事務負担の軽減
- (3) 自主財源による行財政運営
- (4) 地方交付税改革の推進
- (5) 地方公務員の給与制度における地域手当
- (6) 自治体DX推進による地方創生実現に向けた支援の充実
- (7) 二地域居住等の推進における保育園の二重在籍の実現
- (8) 空き家対策に対する財政措置
- (9) マイナンバーカード利活用推進における財政措置
- (10) 基幹統計調査結果情報収集での自治体専用ページ設置
- (11) 税収の落込みに対し発行できる新たな地方債の創設
- (12) 国庫補助金等の予算措置
- (13) 随意契約に関する法令の改正

## 【要望内容】

### (1) 地方分権改革における「提案募集方式」の推進

提案募集方式では、一律に具体的な支障事例を求めることなく、町村の意見を取り入れ、制度の見直しを行うとともに、財源を伴った事務・権限の移譲を一層推進すること。

### (2) 町村事務負担の軽減

町村に対する行政計画・調査・照会業務については、多様な分野において増加して

おり、通常業務に支障をきたしかねないため、廃止・統合を含めた必要な見直しを行い、町村事務の負担軽減を図ること。

### (3) 自主財源による行財政運営

ア 地方税は、地方自主財源の根幹をなし、地域の自主性及び自律性向上を実質的に担保するものであることから、国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方の税源配分を見直すこと。

イ ゴルフ場利用税（交付金）は、税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付され、アクセス道路の整備・維持管理、農薬・水質調査等の環境対策など、特有の様々な行政需要に対応しており、ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、地域振興を図る上でも不可欠な財源となっていることから、今後とも、現行制度を堅持すること。

ウ 固定資産税は、町村財政を支える安定した基幹税であることから、納税者が理解しやすくするとともに、制度の根幹を揺るがすような見直しは行わないこと。

エ 町村は、災害や税収の変動など将来の備えとして、基金の積立てを行っており、基金の増加をもって、地方への歳出を削減するようなことはしないこと。

オ 地方消費税の精算基準については、最終消費地と税収の最終的な帰属地が一致しているとは言い難いため、より適切な精算制度を構築すること。

カ 地方税統一QRコードを活用したキャッシュレス収納については、「地方税」のみの取扱いではなく、国民健康保険料や介護保険料等についても、地方税統一QRコードの対象となるよう拡大を図ること。

キ 個人住民税から控除されることで、所得税控除相当額が自治体負担となるふるさと納税ワンストップ特例制度については、個人住民税減収分を全額国費で補てんするなど、制度の改善を図ること。

#### **(4) 地方交付税改革の推進**

ア 地方の社会保障関係費の自然増に対応する地方財源の確保を含め、安定的な財政運営に必要となる地方交付税等の一般財源の総額を引き続き確保するとともに、臨時財政対策債制度を速やかに廃止すること。

また、地域手当の超過支給を理由とする特別交付税の減額措置については、地方自治の独自性や昨今の物価高騰なども鑑みた町村における喫緊の課題である職員の処遇改善を阻害するものであることから廃止すること。

イ 国策として、訪日事業を進めるなかで、現在の地方交付税は、観光関連の財政需要を考慮した算定方法になっていないため、町村の独自財源確保に委ねることなく、国として観光関連の財政需要を考慮した交付税算定を行い、必要な財政措置を講ずること。

ウ 地方交付税の算定にあたっては、財政需要を的確に反映させ、町村における毎年度の予算編成に支障が生じないように、十分な財政措置を講ずること。

#### **(5) 地方公務員の給与制度における地域手当**

地域手当の支給割合は、生活実態に差のない近隣自治体との格差が生じないように、人材確保の面からも支給割合の見直しを行うこと。

また、現在は、これを補正するため、中核的な市（都道府県庁所在地又は人口30万人以上市）への通勤者率が高い地域については、6級地または7級地とするとされているが、中核市の指定要件は人口20万人以上であることから、中核的な市の要件を、都道府県庁所在地又は人口20万人以上市又は施行時特例市とすること。

#### **(6) 自治体DX推進による地方創生実現に向けた支援の充実**

ア 国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に基づき、自治体が位置づけた「（仮称）地方版総合戦略」の推進に向けて取組む事業については、必要な財政措置を講ずること。

イ 地域再生計画に記載された計画事業に対しては、デジタル田園都市国家構想交付

金の必要額の確保とともに、一層の活用促進が図れるよう、地方の意見を聞き、使途拡大の検討及び運用の更なる改善を図ること。

ウ 国の重点施策である「自治体の情報システムの標準化・共通化」において、国の標準仕様から外れる関連システムの再構築に係るシステム改修費について、国は財政措置を講ずること。

エ 町村がデジタル技術やデータを活用した行政サービスを行うにあたり、国は施策に対する補助率の拡充とともに、デジタル化の阻害要因がないか現状を把握し、町村が足並みを揃えて取り組むことが出来る環境整備を整えること。

オ 全国の自治体がデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用して整備したシステムについては、事例としてだけ展開するのではなく、国の標準パッケージとして、どの自治体も活用できるよう提供し、足並みを揃えたデジタル化を推進できるようにすること。

カ 全国の自治体が、国からの通達により整備したセキュリティシステムに係るサーバ機器等は、導入から5年を目安とする機器の入れ替え時期を迎えたが、町村での維持・更新費用に対する財政負担が生じないよう、必要な財政支援制度を創設すること。

## **(7) 二地域居住等の推進における保育園の二重在籍の実現**

ライフスタイルの多様化により幅広い年代の方が都市部と地方部との二地域居住等をはじめようとし、また、国もその推進を図っていることから、二拠点それぞれの保育園の在籍を可能とする保育園の二重在籍を実現できるよう、町村の意見を聞きながら研究を進めること。

## **(8) 空き家対策に対する財政措置**

ア 町村が進める空き家対策については、国が新たに創設した「デジタル田園都市国家構想交付金」の交付対象とし、積極的な財政支援を行うこと。

イ 空き家の住宅用地の固定資産税の課税について、軽減を除外するにあたり、国と

して制度を定め、十分周知すること。

#### **(9) マイナンバーカード利活用推進における財政措置**

マイナンバーカードの利便性向上を推進する中で、必要となる人員の確保等に係る経費については、全額国負担とし、必要な財政措置を講ずること。

また、マイナンバーカードの取得やマイナポータルの登録を推進するうえで、国民に個人情報漏洩などセキュリティリスクに対する不安を抱かせないように、講じているセキュリティ対策などその安全性についても十分周知すること。

#### **(10) 基幹統計調査結果情報収集での自治体専用ページ設置**

各種基幹統計調査結果の情報収集の際に、対象が特定出来る等の理由から、大都市と町村と同一レベルの情報が公開されていない場合があるが、行政情報収集の観点からも町村が利用する際に、煩雑な手続きをとることなく情報収集ができるよう、自治体専用ページを設ける等の方策を構築すること。

#### **(11) 税収の落込みに対し発行できる新たな地方債の創設**

現行制度では、災害等で基準財政収入額に算定されない税目の収入が減少しても、減収補てん債を発行することができないことから、災害等の影響により、減収補てん債の対象とならない税目が著しく減収となった際に、財源補てんとして発行できる地方債を創設すること。なお、償還に要する財源については、当該減収となった要因が災害等、特別な事情による場合には、その事情を鑑み、特別交付税措置を講ずること。

#### **(12) 国庫補助金等の予算措置**

町村が行う補助金交付対象事業については、国は、厳しい財政状況であっても、町村の円滑な事業執行と負担軽減のため、安定した国庫補助金の予算確保を図ること。

#### **(13) 随意契約に関する法令の改正**

地方自治法施行令で定められている随意契約については、物価の上昇など、時勢に合わせた適切な改正を行い、地方公共団体の事務量軽減を図ること。

## 2 防災・防犯対策の充実強化

提出先 内閣府・総務省・警察庁

### 【要望項目】

- (1) 地震等防災対策の充実強化
- (2) 原子力災害対策の強化
- (3) 防犯環境の視点からのまちづくりの推進
- (4) 警察官の増員と交番の増設
- (5) 公共施設等総合管理計画の円滑な運用
- (6) 防災・減災対策への迅速な対応
- (7) 災害等における避難所開設に伴う財政措置
- (8) 災害発生時情報共有化システムの創設

### 【要望内容】

#### (1) 地震等防災対策の充実強化

ア 南海トラフ地震、東海地震、神奈川西部地震、南関東地震など緊迫性が指摘される中、地震活動及び津波に関する観測・監視体制の整備と維持管理の強化を図ること。

イ 「大規模地震防災・減災対策大綱」は、防災DXなど新たな視点を位置づけ見直すとともに、定められる対策を関係自治体と連携し、「総合防災情報システム」の効率的な運用によって、住民の生命・身体・財産を守るために、財政的支援を含めた災害対策の強化を図ること。

ウ 社会資本重点整備計画に掲げられた官庁施設耐震基準 100%の目標を早期に達成するため、老朽化対策への財政支援の強化策として、「緊急防災・減災事業債」の対象範囲拡充を行うとともに、「市町村役場機能緊急保全事業」を早急に創設すること。

また、上記の両事業については、事業に係る住民合意を得るのに十分な事業期間を設けること。

エ 地域防災力の強化の必要性から、消防団員確保のための施策を実施するにあたっては、消防団への入団が促進しない要因の実態を把握し、若い世代への広報活動の強化とともに、適切な支援措置を講ずること。

オ 平成29年3月の道路交通法改正まで、普通免許で運転可能であった5 t消防ポンプ車については、消防団員の新たな負担とならないよう、講習受講による免許取得ではなく、従来のとおり、普通免許で運転が可能となるような制度を構築すること。

また、消防職員についても中型免許以上の取得が負担とならないよう財政措置を講ずること。

カ 消防力の整備指針に基づき整備されるはしご付消防自動車及び消防救急無線設備等の更新や維持管理並びに指令センターや消防DXの推進にかかる機器の更新・整備について、安定的に運用できるよう財政的な支援制度を構築するとともに、補助金や地方債の拡充を図ること。

キ 消防広域化の支援にあつては、広域化が進展しない要因の把握とともに、必要な措置を講じ、広域化に伴う運用経費についても財政支援制度の拡充を図ること。

ク 激甚化・頻発化する大規模災害に対して、防災・減災事業が確実に実施できるよう、緊急防災・減災事業債を恒久化し、対象拡充をするとともに、十分な財源措置を講ずること。

ケ 自主防災組織が「自助」「互助」を高めるために設置する防災倉庫について、国が示す技術的助言における「人が立ち入らないもの」という前提条件を早急に見直すこと。

コ 災害時に避難情報等を一斉発信することで、正確な情報を適時に収集できる防災行政無線は、身体・生命・財産を守る重要な手段である。デジタル方式に更新した当該システムについて、情報発信の迅速化とともに、安定的に運用できるよう、財政支

援を講ずること。

サ 近年の異常気象による土砂崩れなどで被災した道路運送法に基づく一般自動車道などの重要な道路については、私道であっても地域の経済を支える重要な道路や生活道路となっていることもあるため、公私を問わず、早期復旧に向けた柔軟な財政等の支援を講ずること。

## **(2) 原子力災害対策の強化**

「原子力災害からの福島復興の加速のための基本方針」を踏まえ、福島第一原発事故の早期収束に万全を期すこと。

特に、汚染水問題を含む廃炉に向けた取組みについては、「中長期ロードマップ」に沿って、国の責任において着実に実施すること。

## **(3) 防犯環境の視点からのまちづくりの推進**

ア 子供の安全確保の観点からまとめられた「登下校防犯プラン」に基づき、町村が進める道路、公園等の公共施設への防犯灯や防犯カメラ、緊急通報システムなどの整備に対しては、社会資本整備総合交付金による支援ではなく、単独の財政的支援措置を講ずること。

イ 防犯灯については、温室効果ガス排出量や光熱費の削減を図るため、多くの自治体がLED化を進めてきたが、整備後10年を経過している自治体もあり、今後、多くの更新が生じることから、財政的支援措置を講ずること。

## **(4) 警察官の増員と交番の増設**

虐待や特殊詐欺被害などが後を絶たないなかで、住民の生命の安全と財産を保護し、体感治安向上を図るため、町村部への警察官のさらなる増員配置と交番の増設、並びに関連する予算について措置を講ずること。

## **(5) 公共施設等総合管理計画の円滑な運用**

ア 公共施設等の老朽化対策と適正管理を推進するために町村が策定した「公共施設等総合管理計画」の取組みを一層本格化させるために、町村の実情を踏まえ、十分

な財源を確保するとともに、現在の「事後保全型」に加え、不具合が生ずる前に措置を講ずる「予防保全型」への転換の取組の推進と財源措置を講ずること。

また、町村がその実情によって条例で独自に設置する施設についても、その取扱いに差のないものとする。

イ 公共施設等適正管理推進事業債は、公共施設等の集約化・複合化、長寿命化といった事業に活用でき、公共施設等の見直しを推進していく上で非常に有効な地方債であるが、借入要件に該当しない場合があるため、各町村の実情に応じて柔軟な運用ができるよう制度の見直しを行うこと。

#### **(6) 防災・減災対策への迅速な対応**

頻発する災害を踏まえ、年度途中でも緊急的・機動的に防災・減災対策に寄与するために創設された事業の運用にあたっては、住民の生命・財産を守る町村と連携するとともに、今後も事業費の拡充を図ること。

#### **(7) 災害等における避難所開設に伴う財政措置**

避難者の健康管理上の配慮等で、ホテルや旅館などの宿泊施設を借り上げる場合、災害救助法の適用基準に該当しない場合でも、必要な財政措置を講ずること。

また、住民の生命・財産を守るため、災害救助法適用以前に、住民を避難させ、避難所を開設した場合であっても、必要な財政措置を講ずること。

#### **(8) 災害発生時情報共有化システムの創設**

令和6年度から運用開始を想定する「防災デジタルプラットフォーム」については、災害時に迅速かつ有効に町村が活用出来るようにするとともに、運用にあたっては、町村に新たな財政負担が生じないような制度として創設すること。

### 3 自然環境の保全と快適な生活環境の整備促進

提出先 総務省・法務省・農林水産省・経済産業省・環境省・防衛省

#### 【要望項目】

- |                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 森林等自然環境の保全</li><li>(2) 循環型社会形成の一層の推進</li><li>(3) 地球温暖化防止に向けた支援の充実</li><li>(4) 航空機による騒音対応の強化</li><li>(5) 新たな外国人材受入れ環境の整備</li></ul> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### 【要望内容】

##### (1) 森林等自然環境の保全

- ア 個人住民税と併せて徴収される森林環境税については、納税者の混乱を招かぬよう、周知・徹底を図るとともに、徴収事務の自治体への負担軽減を図ること。
- イ 森林環境譲与税については、森林面積割合などについて、森林整備をはじめとする必要な施策の推進につながるよう見直すこと。
- ウ 創設された森林管理システムについて、町村の意見を常に聞きながら、業務運営対応力向上を図るための支援措置を講ずること。

##### (2) 循環型社会形成の一層の推進

- ア 廃棄物の発生を抑制するとともにリサイクルを推進し、環境と共生する持続可能な循環型社会を形成するため、廃棄物・リサイクルの法体系を整備・拡充し、排出者責任や拡大生産者責任の原則をより一層徹底すること。
- イ 廃棄物処理施設は、循環型社会形成の上で欠くことの出来ない施設であるのみならず、災害時には大量に発生する廃棄物を適正に処理するための受け皿となる重要な施設であることから、町村が要する循環型社会形成推進交付金の額を確保すること。

### **(3) 地球温暖化防止に向けた支援の充実**

ア 地球温暖化の防止、エネルギーの地産地消や地域の活性化を図るため、町村等が整備する太陽光、風力、水力発電等の再生可能エネルギーを積極的に導入できるよう、手続きの簡素化を図ること。

イ 再生可能エネルギー設備等及び省エネルギー設備等のさらなる普及拡大を図るため、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金をより活用しやすいように脱炭素先行地域づくり事業及び重点対策加速化事業における認定要件の緩和や対象事業及び補助率の見直しを行うこと。また、交付率について地方自治体に多大な財政負担が生じないよう見直しを図ること。

ウ 専門人材の派遣や、地球温暖化防止対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の共同策定のマッチングなど、町村の脱炭素に向けた取組みを後押しする支援を充実させること。

### **(4) 航空機による騒音対応の強化**

ア 自衛隊や米軍による飛行訓練等において、機体から発せられる轟音や低空飛行による脅威に対し、国は、事前に情報提供を行うとともに、住民への十分な説明を行うこと。

イ 現在、自衛隊航空機や米軍航空機別に複数の問い合わせ先が設けられているが、住民は地上から判別できない場合もあるため、航空機が不明な場合であっても一括して対応可能な問い合わせ先を設けること。

### **(5) 新たな外国人材受入れ環境の整備**

外国人が地域において円滑な生活を送るための医療や福祉サービス及び災害などの外国人受入れ環境の整備にあたって、国は、町村との連携を強化するとともに、必要な支援体制を講ずること。

## 4 保健・医療・福祉対策の充実強化

提出先 内閣府・厚生労働省・文部科学省

### 【要望項目】

- (1) 地域保健医療対策の充実
- (2) 国民健康保険制度等の改革
- (3) 介護保険制度の充実
- (4) 障害者福祉施策の充実
- (5) 2040年を見据えた社会保障制度の見直し
- (6) 隣接自治体との生活圈等を勘案した生活保護級地の見直し
- (7) 補聴器購入に対する公的補助制度の創設
- (8) 地域福祉充実のための民生委員の担い手確保策

### 【要望内容】

#### (1) 地域保健医療対策の充実

ア 産科、小児科など、特定の診療科の医師を中心に、病院に勤務する医師の数が減少していることから、国において医師の就業環境改善のための措置を図るなど、抜本的な医師確保対策を講ずること。

イ 予防接種の健康被害等の救済制度においては、申請手続きの簡素化と迅速な審査を行うこと。

ウ 第4期がん対策推進基本計画に位置づけられたがん検診の受診率目標の引上げに伴い、町村が行う検診に対し十分な財政措置を講ずること。

エ おたふくかぜ及び帯状疱疹等有効性、安全性が確認されたワクチンについては、早急に予防接種法における定期接種の対象とすること。その際には、本来その財源を含め、国の責任において実施されるべきものであることから、地方交付税等の措

置ではなく、費用の全額を国の責任において措置すること。

オ 学童期以降の百日咳とポリオに対する免疫を維持するため、実情に合った接種ができるよう、現行制度の見直しを行うこと。

カ 新型コロナワクチン接種に係る事業費については、定期接種となった場合でも、交付税による地方財政措置ではなく、事業費全額を国が補助金として負担することを堅持すること。

## (2) 国民健康保険制度等の改革

ア 新たな国民健康保険制度を円滑に運営するため、保険料水準に激変が生じないように、国保事業費納付金について医療費指数反映係数の逡減により激変が生じる場合には、財政補填を実施するとともに、財政補填に必要な財源については、都道府県設置の財政安定化基金の交付事業財源として確実に確保すること。

イ 法定外繰入やその背景にある保険料水準など「財政上の構造問題」に対する3,400億円の財政基盤強化策の効果を検証するとともに、今後も医療費の増加が見込まれることから、必要な追加支援策の一層の強化を図ること。

ウ 国民健康保険財政調整交付金や国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金など、負担割合が法令等で規定されている交付金等は負担割合を遵守すること。

特に、国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金は、健康診査受診率を上げるためにも、実支出額に見合う交付額となるように、算定方法を見なおすこと。

エ 18歳以下の被保険者に係る均等割保険料（税）を免除するなど、子育て世帯の負担軽減策をより一層拡大するとともに、国においてその財政措置を講ずること。

オ 子どもや障がい者への医療費助成については、町村単独で補助を行っており、これによって国保財源である国庫負担金（療養給付費負担金）の減額措置がとられているため、この措置を廃止すること。

カ 新型コロナウイルス感染症に罹患した者等を対象とする傷病手当金に対する財政支援について、新たに申請のあった時効による請求権の消滅前の対象額についても、

全額国負担とし、必要な財政措置を講ずること。

キ マイナンバーカードと保険証の一体化のための取組みは、国が主体的に実施し、安全性及び利用促進に必要な広報等医療保険者の事務負担が増大しないよう配慮すること。また、一体化に伴うシステムの改修、広報等に要する費用については、その全額を国の責任において負担すること。

### (3) 介護保険制度の充実

ア 介護給付費国庫負担金については、定額負担金率をより増やすとともに、財政調整交付金を別枠として措置するなど、財政的支援を強化すること。

また、「保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）」の財源については、予算額の増額とともに、調整交付金等の現行の介護保険財源を活用せず、その外枠で確保すること。

イ 介護報酬の地域区分の見直しにあたっては、市町村ごとの決定ではなく、同じ生活圏とするなど、より広域での設定とし、地域によりサービスに格差が生じないように、地域の実情に十分に配慮すること。

ウ 地域包括ケアシステム構築の実現に向けては、市町村が設置する地域包括支援センターがその中核的な役割を十分担うことができるよう、業務実態が反映された適切な報酬額に見直すとともに、専門職員配置等の人的支援を行うこと。

エ 地域包括支援センターの職員配置については、令和元年度から「準ずる者」の規定が強化されている。しかしながら、小規模な町村では、特に医療系人材の確保や定着が極めて困難であることから柔軟な対応を行うこと。

オ 介護保険制度の見直しや介護報酬の改定等にあたっては、被保険者であり、また利用者でもある住民が、もっとも影響を受ける立場にあることを認識し、十分な準備期間と住民への周知期間を確保できるよう、必要な条例等の整備ができる期間を確保すること。

また情報提供は、最終案として町村が検討できる期間を配慮し、提供すること。

カ 介護保険制度の見直しや介護報酬の改定等に伴い、システム改修が必要となった場合の補助について、国の責務として、実際に支出する事業費を補助対象基準とし、補助率も拡大すること。

キ 介護療養病床等からの介護医療院への転換にあたっては、保険者における介護保険事業計画に基づく計画的な保険運営の確保と介護保険財政へ支障をきたすと認められる場合等においては、他の施設サービス等と同様、自治体の指定拒否を認める総量規制の対象とすること。

#### **(4) 障害者福祉施策の充実**

障害者総合支援法に基づく自立支援給付費の国庫負担上限額を撤廃し、併せて地域生活支援事業を国の義務的経費と位置づけ、町村に超過負担が生じないように、十分な財政措置を講ずること。

また、重度障害児者の生活安定と福祉の向上を図るため、国の統一的な制度として重度障害児者医療費助成制度を創設すること。

#### **(5) 2040年を見据えた社会保障制度の見直し**

高齢者人口がピークを迎える2040年頃を見据えて、「受益」と「負担」の均衡のとれた持続可能な社会保障制度の確立に向けた取組が進められているが、社会保障制度改革を進めるにあたっては、国・県・町村のそれぞれの事務が可能な限り簡素化できるよう、制度の抜本的な見直しを行うこと。

#### **(6) 隣接自治体との生活圏等を勘案した生活保護級地の見直し**

生活保護法において、自治体ごとに定められている級地だが、隣接する自治体との人的・経済的結びつきがあり、生活圏が密接に重なり合っているものの、保護の内容に不均衡が生じている状況が見受けられるため、級地格差を是正すること。

#### **(7) 補聴器購入に対する公的補助制度の創設**

高齢者人口が増加する中、補聴器を必要とする高齢者が、生活の質を落とすことなく、心身ともに健やかに過ごすことができるよう、加齢性難聴者への補聴器購入に

対する公的補助制度を創設すること。

なお、厳しい財政状況の町村にとって当該補助制度は過大な負担となることから、国の負担において行う制度とすること。

#### **(8) 地域福祉充実のための民生委員の担い手確保策**

高齢化の進展や住民が抱える生活・福祉課題の多様化・複雑化などにより、その相談役となる民生委員の役割は大きくなり、業務負担の増加につながっていることから、なり手不足が深刻化している。現在の民生委員の活動費は各町村で異なっているものの、担い手不足を解消し、地域福祉の充実を図るためにも、国においてさらに拡充した活動費の補助制度を創設すること。

### 【要望項目】

- |              |
|--------------|
| (1) 少子化対策の充実 |
| (2) 子ども施策の推進 |

#### (1) 少子化対策の充実

ア 子育てにおける親の経済的負担の軽減や、出産後の雇用の確保など安心して出産、子育てができるようにするための子育て支援策の充実・強化を図ること。

特に、待機児童解消に向けた保育所等の整備促進や保育士の確保に向けた人材育成の支援については、私立・公立保育所を問わず人件費等に対する補助を充実すること。

イ 少子化や人口減少の進行は、社会保障制度はもちろん、社会経済に与える影響も甚大であり、結婚、出産、子育てなど多くの要素が複雑に絡み合っている。

その対策にあたっては、総合的な対策が必要であるが、国の根幹にかかわる問題であるため、町村の事務負担の軽減や恒久的な財政措置などを考慮し、国が責任を持って対応すること。

ウ 小児・ひとり親家庭等医療費については、国の統一的な制度として新たな助成制度を創設するとともに、子ども・子育て支援交付金に位置づけられている病児保育事業等の各種事業について、保護者のニーズに対応できるよう補助基準額の見直し（増し）を行うこと。

エ 「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援」において、一定の基準を満たさない対象施設等を利用する満3歳児以上の子どもの利用料は支援の対象外となっているため、幼児教育・保育の無償化の対象となっていない、いわゆる「幼児教育類似施設」に通う保育の必要性のない子どもの

うち、満3歳児以上の子どもの利用料が無償化されるよう制度の見直しを行うこと。

オ 義務教育としての食育に資する小中学校給食費の無償化については、一部の町村で既に実施されているが、学校給食法には、給食費は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者等の負担とする旨、明記されている。少子化対策など子育て支援の観点から、給食費の無償化を実施する場合には、全国のどこでも子育て世帯が無償化の恩恵を受けられるよう「異次元の少子化対策」の一環として国の負担により全国一律で無償化を実施すること。

## **(2) 子ども施策の推進**

子ども施策の推進にあたっては、子どもや若者の意見を把握するために、多様な手法を検討・活用するとともに、子どもや若者が意見を表明しやすい環境整備に向けて、町村をはじめ様々な関係機関と緊密に連携すること。

## 6 産業の振興及び観光施策の推進

提出先 経済産業省・中小企業庁

### 【要望項目】

- (1) ジビエ活用を重視した有害鳥獣施策推進の見直し
- (2) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に係る活動経費単価の見直し
- (3) 地域産業振興対策等の推進
- (4) 観光施策の推進

### 【要望内容】

#### (1) ジビエ活用を重視した有害鳥獣施策推進の見直し

深刻化・広域化する鳥獣被害対策で、ジビエを活用した取り組みが進められているものの、本来は、地域における個体の減少、撲滅が大きな目的であることから、捕獲従事者への負担は、ジビエ活用の有無とは関連なく、地域性に鑑み、支援策の差異を見直すこと。

#### (2) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に係る活動経費単価の見直し

有害鳥獣の捕獲に伴う捕獲活動経費は、鳥獣被害防止総合対策交付金の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業により、単価が定められているが、捕獲者の対価に見合っていない状況から、単価の見直しを行うとともに、鳥獣被害防止総合対策交付金にて措置している鳥獣被害対策実施隊の報酬及び保険について、全額措置を講ずること。

#### (3) 地域産業振興対策等の推進

地域商工業の支援ニーズに迅速かつ的確に対応し得るよう、商工会等による経営指導体制の強化など、適切な措置を講ずること。

また、地域中小小売店の振興や地域コミュニティーを担う商店街の活性化を図るため、農商工連携の推進や商業基盤整備、空き店舗対策、イベントの開催など、商店街や

小規模企業に対する支援の拡充を図ること。

特に、地域の伝統工芸品やブランド開発など地場産業の振興を図るとともに、起業や転業、副業による関係人口増加など持続可能な地域形成への積極的支援を行うこと。

#### **(4) 観光施策の推進**

ア インバウンド需要拡大を図るため、関係自治体がメディアを通じての情報発信や Wi-Fi 環境等の情報インフラ整備などを行う場合は、必要かつ十分な財源確保を図ること。

イ 国内観光の活性化を図るため、地元の観光資源を活用したニューツーリズム事業を自治体が行う場合は、積極的な財政支援を行うこと。

ウ 観光客に対して被害を及ぼすヤマビルは、国内外の誘客において障害となり、観光事業への打撃も深刻な状況であるため、国内観光の活性化及び安全性の確保を図るため、ヤマビル対策に資する環境整備等に係る財源の確保を図ること。

また、環境整備等にとどまらず駆除したヤマビルの肥料化等の活用法の研究を推進・支援すること。

## 7 都市基盤等の整備促進

提出先 国土交通省

### 【要望項目】

- (1) 道路整備の財源確保
- (2) 道路整備の促進
- (3) 河川海岸の整備促進
- (4) 上下水道の整備促進
- (5) 都市基盤整備に関する交付金の充実
- (6) 地域公共交通の充実
- (7) 街区公園等規模の小さな公園の大規模改修及び新規整備に係る補助制度の創設

### 【要望内容】

#### (1) 道路整備の財源確保

災害発生時の重要な交通網を担うインフラの一つである道路は、地域の安全・安心の観点及び、老朽化対策の推進など町村の要望に十分応えられるよう、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金の所要額を現在の交付金として確保するとともに、その予算額は、それぞれの交付金の外枠で確保し、運用にあたっては、各自治体の自由度を高め、実情に即した対応が可能となるようにすること。

#### (2) 道路整備の促進

計画されている国道整備については、その整備による周辺地域のまちづくりや活性化に大きく影響するだけでなく、代替輸送路等としての役割も大いに期待されるものであることから、事業化区間の早期完成、また未事業化区間の早期事業化を図ること。

### (3) 河川海岸の整備促進

ア 相模川の堰堤未整備区域について、大雨による大規模な水害に発展する懸念があるため、全域整備を早期に完了させること。

イ 海岸の浸食傾向が著しく、砂浜の回復が喫緊の課題となっている相模湾沿岸は、国の直轄事業として、全国初となる岩盤型 S e i S Y o 工法という新たな技術を導入した保全対策を進めているが、計画は18年と長期に渡ることから、より具体的な施工方法を早期に決定し、計画期間の延伸がないよう、早期完了をめざし、安定的かつ持続的に海岸保全を図ること。

### (4) 上下水道の整備促進

ア 有害な鉛が水道水に溶け出す鉛製水道管の取替工事は、水質基準の強化もあり、早急に完遂する必要があるが、財政基盤の脆弱な水道企業体にとって取替工事費の増嵩は大きな負担となることから、緊急対策として、老朽化した鉛管等を耐震性を視野に入れた新設管への取替えに係る補助制度を創設すること。

イ 下水道事業補助対象事業費については、下水道の普及率が低い町村に重点配分するとともに、町村の要望に十分に応えられるよう、引き続き所要額を確保すること。

ウ 全ての事業者が耐震化等の対策を推進することができるよう、生活基盤施設耐震化等交付金採択基準のうち、資本単価要件及び家庭用水道料金の要件を撤廃すること。

エ ろ過設備を有し、濁度の基準を満たす浄水施設において、クリプトスポリジウム等を十分に除去し、より安全な水道水を供給するために、併設して新たに紫外線処理設備を整備する場合も、補助対象となるよう採択基準を拡大すること。

### (5) 都市基盤整備に関する交付金の充実

ア 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金は、地方公共団体の創意工夫を活かし、優先順位を考えた都市基盤整備を推進するうえで有意義な制度であるため、交付金の個別補助化はしないこと。

また、本交付金については、町村の要望額を下回る内示額が示され、一般財源等で充当せざるを得ない状況が続いているため、適切な所要額を確保すること。

イ 社会資本整備交付金は、更新を含めた建設、改築等が確実に実施できるよう、必要な財源を確保するとともに交付金対象外の事業について、長期安定的に道路整備及び管理を推進することができるよう、本交付金の対象とすること。

また、交付金の内示額については、要望額を下回る状況が続き、一般財源等により対応せざるを得ない状況となっており、当該交付金を前提とした予算編成が組みにくい状況となっていることから、適切な所要額の予算を確保すること。

ウ 橋梁・トンネルの修繕や点検に対しては、技術的支援の体制整備や必要な財政措置を講ずること。

## **(6) 地域公共交通の充実**

国の地域公共交通確保維持改善事業について、地域の実情に応じた補助額となるよう、現在、山梨・静岡のブロックに分類されている神奈川県西部地域について、枠組み（適用地域区分）の見直しを行うこと。また、路線追加に対する支援制度及び不採算等による路線からの撤退を防止するとともに、交通事業者の人員不足解消についての支援制度をより充実させること。

また、地域の実情を踏まえ、町村が単独で行っている交通事業者に対する補助制度についても柔軟性を持たせ、さらに財政面の補助について、町村の要望に十分に答えられるよう、所要額を確保すること。

## **(7) 街区公園等規模の小さな公園の大規模改修及び新規整備に係る補助制度の創設**

町村においては、小規模な都市公園が多い中で、大規模改修や新規公園を整備する場合、該当する補助制度がないため、補助制度を創設すること。

### 【要望項目】

- (1) 就学前児童の教育充実
- (2) 学校教育の振興

### 【要望内容】

#### (1) 就学前児童の教育充実

子育てのための施設等利用給付交付金については、補助対象事業費の額に圧縮率を乗じた額とならないよう、事業の遂行に必要な所要の国費を確保し、地方公共団体の超過負担が生じないようにすること。

#### (2) 学校教育の振興

ア 障がいのある児童・生徒に対する教育の充実を図る上で、特別支援教育コーディネーター（教育相談コーディネーター）、特別支援教育支援員、発達障がいに詳しい臨床心理士などの人的整備を一層充実するとともに、その経費に係る財政的措置を講ずること。

イ 小学3・4年生の外国語活動や小学5・6年生の外国語教育を円滑に実施できるよう、外国語指導者（FLT）及び外国語指導助手（ALT）の配置や指導環境の構築、指導教材の充実のための経費に係る財政的措置を講ずること。

ウ 小中学校のプログラミング教育が円滑に実施できるよう、教員に対するサポート体制のための支援員等の配置経費に係る財政的措置を見える形で講ずること。

エ GIGAスクール構想に伴う端末の更新費用や通信費等のランニングコスト、また機器の維持管理については、校外や家庭での活用に伴う通信費等の費用も含めて、交付税措置によらず、補助制度による財政支援を講ずるとともに、児童生徒の安

心な学習環境が保障されるよう確認しながら取組を進めること。

オ 外国人児童生徒等に対する各言語の通訳や生活支援などのコーディネートを専門とする人材の配置に係る財政的・人的支援及びこうした人材派遣に係る実効性のある制度を構築すること。

カ 学校の老朽化及び災害時に避難所となる施設の大規模改修や生活環境の変化に対応したトイレの洋式化やバリアフリー化については、文部科学省が定めた整備目標を前倒しで達成すべく、当初予算における財政措置を拡充するとともに、実態に即した内容とすること。

なお、学校の改修等は、安全性の観点等から時期を延伸すべきではないため、速やかに十分な予算額の確保を行うこと。

キ 国が定める学校施設環境改善交付金の算定方法は、実工事費と配分基礎額とを比較し、いずれか低い額を用いるため、実工事費を大きく下回る交付額となっているのが実態であり、交付金の趣旨からして、実工事費に見合う交付額となるよう交付金の算定方法を見直すこと。

ク デジタル教科書については、導入効果や課題の検証結果とともに、児童生徒や町村の意見等を把握し、必要に応じ改善を行うことで教育の充実を図ること。

ケ 食育の重要性と食物アレルギー対応や異物混入防止等、食の安全性を確保する観点から、栄養教諭並びに栄養職員の学校給食単独実施校への国の配置基準を現行の550名以上に1人の配置から、550名より少ない人数でも各校に1人を配置できるよう基準を見直すこと。

コ 新学習指導要領の実施に伴い高度化・多様化する学習内容への対応や、それを学ぶ多様な子どもたちの発達段階や個に応じたきめ細かな教育への対応など、学校に求められている様々な取組みに適切に対応していくため、教職員定数の充実や小規模校に対する教職員の加配を改善するとともに、スクール・サポート・スタッフや学習指導員の配置を可能とする財政措置を行うこと。

また、特別支援学級の児童・生徒や通常級において発達障害の可能性のある児童・生徒が増加していることから、個別最適な学びの実現に向けた特別支援教育支援員のニーズが高まり、町の財政負担が増大しているため、支援が必要な児童・生徒数に応じて特別支援教育支援員を各町村に公平・公正に配置できるよう、交付税措置によらない財政支援制度を確立すること。